

省エネ改修工事に伴う固定資産税減額申告書（一般住宅用）

年 月 日

（宛先）北名古屋市長

申告者（納税義務者）

住所又は所在地

氏名又は名称

㊟

電話番号

個人番号又は法人番号

地方税法附則〔第15条の9第9項（熱損失防止改修）・第15条の9の2第4項（特定熱損失防止改修）〕に規定する固定資産税の減額措置の適用を受けたいので、北名古屋市市税条例附則第10条の3〔第9項（熱損失防止改修）・第11項（特定熱損失防止改修）〕の規定に基づき書類を添えて申告します。

家屋の所在			
種類		構造	
床面積（㎡）		居住用床面積（㎡）	
登記年月日（※1）	年 月 日	家屋番号（※1）	
建築年月日	年 月 日	改修工事完了日	年 月 日
省エネ改修 工事の明細	改修工事の内容	<input type="checkbox"/> 窓の断熱改修 ※必ず窓の改修を含んでいること。 <input type="checkbox"/> 床の断熱改修 <input type="checkbox"/> 天井の断熱改修 <input type="checkbox"/> 壁の断熱改修	
	省エネ改修 工事費用	全体の工事費	円
		うち省エネ改修工事費	円
改修工事完了後3箇月以内に申告することができなかった理由（※2）			

必要な添付書類

- ・改修工事に係る明細書の写し（工事内容が確認できるもの：図面及び改修工事前と後の写真）
- ・領収書の写し（改修工事費用を支払ったことが確認できるもの）
- ・増改築等工事証明書（総務省令で定める改修工事の建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人による証明書）
- ・長期優良住宅建築等計画の認定通知書等の写し、長期優良住宅建築等計画の変更認定通知書の写し又は認定計画実施者の地位の継承に係る承認通知書の写し（※3）

※1 「登記年月日」、「家屋番号」の欄には、家屋が登記されている場合のみ記載してください。

※2 申告書の提出日が省エネ改修工事の完了日から3箇月を経過している場合、その理由を記載してください。

※3 特定熱損失防止改修の申告をする場合のみ提出してください。

【処理欄】

軽減の適用	減額対象面積（㎡）	減額評価額（円）
適用 ・ 不適用		